

地域の中の認定農業者

ご とう まき ひろ
後 藤 政 浩

戦後の農地改革によって、すべての農家が1ha程度の農地を有しながら、地域の中で目的意識を同じくしながら、農業に従事した経緯があります。

しかし、社会の急激な変化に伴い、農村社会も大きく様変わりを致しました。新規就農者の激減や、8割強の兼業農家と2割に満たない専業農家となり、農業の構造も農業経営の目的も大きく変化しました。

こうした現状に、農政や農協の取り組みが、農家に対し一括した対応だけで処理対処したことが、農家から不満や疑念が生じた原因かと思います。

体制に少しずつ変化をもたらしたのは、新農政プランが施行され認定農業者制度が動き出してからで、地域の農業の取り組みについて変化の兆しが見え隠れするようになりました。農村社会もご多分に漏れず、高齢化の洗礼を受けておりますが、担い手育成を図り地域の農地を集積する動きがあります。

この、担い手を育成するために「認定農家支援センター」が設置され、大いに期待を持ちましたが実効がなかなか見られないのが現実です。支援の対象が、認定農業者の農業経営改善を図ることに主眼がおかれており、地域の農業を担う中核農業者の育成に力を傾注しないが故に、認定農業者には何のメリットもないと言う声が生じるのはうなずけないことでもありません。

地域の実情を把握した中核農家の育成と合わせ、地域らしさを出せる農業形態を作り、認定農業者が地域において社会的に認知されるよう誘導すべきです。認定農業者も、地域から認知してもらうには、農業経営の内容を知ってもらうことも必要であり、国及び県の施策が集中的に認定農業者に注がれるよう思

い切った農政システムの構築が必要です。

また、認定農業者も支援を受けるだけの受け身でなく、同じテーブルを囲み地域農業の方向性を企画立案することも求められると思います。「認定農家支援センター」が指導とともに、認定農業者の経営にはある程度の責任を持ち、農業経営タイプ別にモデル的な農家を地域において育成すれば、認定農業者の地域的認知も図られるし、他の農業者の波及効果も期待できるのではないのでしょうか。

認定農業者への農地の集積には、当然のことながら、周辺農家の協力が必要不可欠であり、農地の受け手側と貸し手側の新たな仕組みづくりが要求されます。

先日、転作の対応について、集落の集まりがありました。

地域転作割り当て面積率が27.2%と昨年に比較し高い数値が示され参加者には重い空気が流れました。以前までは、個人的に転作面積を消化していましたが、有利な転作対応と言うことで、集落内に初めて転作団地が生まれました。地権者会議を開催し、組合を組織し、地域の認定農業者に農地の集積が図られました。

紆余曲折がありましたが、集落内で話し合われたことが大きな収穫であったと思います。

(宮城県南方町・農業)